

茨城県立歴史館では、博物館の専門的職員である学芸員の資格取得をめざし、博物館法施行規則第1条の規定による「博物館実習」の単位の一部を当館で実施する実習によって修得しようとする学生（以下「実習生」という）を、下記により受け入れるものとします。

記

- 1 実施期間 令和6(2024)年7月23日(火)から7月28日(日)までの6日間
- 2 実施施設 茨城県立歴史館
- 3 受入れ人数 定員20名前後（1校あたりの制限を設けます。下記6を参照）
- 4 対象者 次の(1)～(3)の条件を満たす者を対象とします。
 - (1) 茨城県に現住所または帰省先住所を有する者、もしくは茨城県に所在する大学（大学院を含む）に在学する者
 - (2) 博物館学芸員資格の取得に必要な他の科目を修得済、又は修得中であり大学が適当と認めた者
 - (3) 原則として考古学、民俗学、歴史学、美術工芸史、文化財保存等を専攻する者※特に配慮事項のある場合は、事前にご相談ください
- 5 申込方法 茨城県立歴史館HPに掲載
大学からの申込とします。（学生個人からの申込は受け付けません）
 - (1) 受付期間：**令和6年4月1日(月)から4月30日(火)まで必着**
 - (2) 申込方法：郵送あるいは電子メール（公的なアドレス（事務担当者・部署）から申込みください）
 - (3) 提出書類
 - ・ **博物館実習申込書（第1号様式）**
 - ・ **博物館実習希望理由書（第2号様式）**
- 6 選考・決定通知
提出書類の内容に基づき選考を行い、実習生を決定し、5月末日までに大学宛に決定通知を電子メールで送付します。定員は、原則県内各大学5名、県外各大学1名を上限として受け入れることとします。要望等のある場合はご相談ください。
- 7 その他
 - (1) 受入れ決定通知のあった大学は、**誓約書（第3号様式）**を提出してください。
 - (2) 実習の集合時間・カリキュラム等の連絡は、大学および実習生本人に電子メールで行います。
 - (3) 実習費は無料です。
 - (4) 実習終了後、実習日誌・評価書・修了書等を大学宛に送付します。（郵送が必要な場合は、送付用の封筒に切手を添付したものをご用意ください（郵送または実習生持参））
 - (5) 実習中の事故については、原則として各自で対処願います。
 - (6) 感染症等の状況により、実習内容が変更になる場合があります。
- 8 問合せ先・書類提出先
茨城県立歴史館 教育普及課（博物館実習担当）※電話による問合せは開館時間内（9:30～17:00）に受け付けます。

〒310-0034 茨城県水戸市緑町 2-1-15

電話：029-225-4425 FAX：029-228-4277

電子メール：daihyou@rekishikan.museum.ibk.ed.jp